平成２３年（フ）第１６３４０号
東京都北区東十条１丁目19―10―207
債務者　矢田部春美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３６０号
東京都武蔵野市関前３丁目28―20　リヴェール武蔵野
債務者　石松　里志
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８５号
東京都江戸川区平井７丁目29―７―201
債務者　横尾由紀恵
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８６号
神奈川県秦野市堀西67―14
債務者　大久保　愛
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３号
静岡県富士市平垣本町６番27号
債務者　山田　好泰
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２８１号
長崎県佐世保市神島町10番40号
債務者　小山日出男
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
長崎県佐世保市江迎町猪調1017番地２、前住所長崎県佐世保市江迎町田ノ元538番地
債務者　吉永　静男
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
長崎県佐世保市白岳町478番地　コーポおやま102号室、旧住所長崎県佐世保市横尾町2073番地４　前田アパート202
債務者　溝口　景久
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
静岡市駿河区有東３丁目10番２号　有東ハイツ202号、旧住所静岡市駿河区西島899番地の１　グレイシー西島102号
債務者　里　　清美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０号
北海道河東郡音更町共栄台東13丁目１番地59
債務者　菊池　祐香
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６３４１号
東京都葛飾区堀切４丁目61―18―101
債務者　峰村　菜穂
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９６３号
千葉県木更津市長須賀2434番地
破産者　渡邉　朱美
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１８号
千葉県船橋市行田１丁目40番14号　ル・キャセゾン202号
破産者　大塚　一貴
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２８９０号
札幌市中央区南３条西12丁目325東和ビル６Ｆ
破産者　グローバル・ノエ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５号
札幌市手稲区手稲前田487番２、商業登記簿上の本店所在地札幌市手稲区前田９条12丁目２番25号
破産者　株式会社岡鉄筋工業
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３７号
千葉県八千代市八千代台東５丁目14番11号　エーワコーポ102号、開始決定時の住所千葉県八千代市吉橋1461番地
破産者　春田　光男
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係